

雫石町監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和7年8月25日

雫石町監査委員 小 田 純 治  
同 階 研 太

# 令和7年度定期監査（期末監査）報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

地方自治法第199条第4項の規定により、令和6年度中の事務事業全般及び決算

### 2 監査実施日

【公営企業会計】	事前監査	令和7年6月18日～6月20日（2日間）
	本監査	令和7年6月25日（1日間）
【一般会計及び特別会計】	事前監査	令和7年6月30日～7月14日（6日間）
	本監査	令和7年7月18日～8月1日（6日間）

### 3 監査場所 役場庁舎3階 図書監査室

### 4 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりとし監査を行った。

- ・ 予算編成及び執行、事務事業等が法令や条例等に従って適正に行われているか。
- ・ 予算及び業務等の執行が適正かつ効率的に行われたかどうか。
- ・ 経営状況及び財務状況は良好であるか。
- ・ 経費の支出は効率性、経済性を有していたか。
- ・ 支出事務は、違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- ・ 契約事務は、適正かつ公正に行われているか。
- ・ 公有財産や物品等の管理が適正かつ効率に行われているか。

### 5 監査手続き

雫石町監査実施要領第15条に規定する監査技術を選択適用して実施した。

### 6 監査の手順

- (1) 事前監査 提出された「令和7年度定期監査（期末監査）調書」を監査委員が事前に書類監査を行い、必要に応じて担当者からの聞き取り資料の追加提出を求めた。
- (2) 本監査 事前監査で抽出した確認事項等について、担当課長及び課長補佐、係長等の出席を求め対面による監査を実施した。

## 第2 監査の結果

監査の結果、各会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の状況等は、関係法令及び条例・規則等に基づきおおむね適正に行われているものと認めた。しかしながら、一部の事務処理について、改善、検討の必要があると思われる事項が見受けられたので、関係法令等を再確認し今後適切に措置されたい。

## ◆共通事項

- (1) 見積依頼書の裏面に見積参加者心得書が印刷されていない。  
(対象課：農林課、生涯文化スポーツ課、雫石診療所)

## ◆個別事項

### 農林課

#### 【指摘事項】

- ・電気柵設置事業費補助金

雫石町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金交付要綱第5条の規定による申請時に必要な町税納税証明書の添付がない申請があった。今後、補助金交付する際は町税納税証明書を必ず添付させるよう改められたい。

### 町民課

#### 【指摘事項】

- ・生活習慣病予防教室開催業務委託料

契約書に雫石町契約規則第22条第2項に規定されている紛争解決方法の条項がないため、再度雫石町契約規則を確認されたい。また、契約書に仕様書には記載されている業務完了報告書の提出に関する条項がなかったため、契約書と仕様書の内容に相違がないように改められたい。

### 総務課

#### 【指摘事項】

- ・ポスター掲示場設置等委託料

契約書に雫石町契約規則第22条第2項に規定されている紛争解決方法の条項がないため、再度雫石町契約規則を確認されたい。

### 学校教育課

#### 【注意事項】

- ・印刷製本費（社会科副読本「わたしたちの雫石」）

請負契約書に印紙600円貼付あるが、契約金額が200万円を超え300万円以下は1,000円である。納税者は契約の相手方であるが、町の発注に基づく契約であるので、収入印紙の必要性や印紙税額を相互に確認し、適正な契約書の作成に努められたい。

### 防災課

#### 【注意事項】

- ・防災コミュニティーセンター暖房設備更新工事

請負契約書に印紙1,000円貼付あるが、契約金額が1万円以上100万円未満は印紙200円である。収入印紙を必要な金額以上に貼る分には契約上問題はない。しかし、町の発注に基づく契約であるので、収入印紙の必要性や印紙税額を相互に確認し、適正な契約

書の作成に努められたい。